



Q4

町会・自治会の会費はいくら？どんな用途に使われているの？

町会・自治会によって異なりますが、一世帯あたり月額100円から500円位です。会費とは別に、会館の建設積み立て金などを集めている町会・自治会もあります。



A4

町会・自治会は、行政からの町内会・自治会活動応援補助金、防犯カメラの設置に係わる補助金、自主防災組織に関する補助金、公園管理・廃棄物減量に関する報償費などの収入を活用して自主的に運営されています。

用途としては、Q3 (4~8ページ) で挙げた活動などの経費として使われています。



Q5

町会・自治会には、どうやって加入するの？

町会・自治会へ加入する場合は、お住まいの地域の町会長・自治会長などの役員へお申し出ください。お住まいの地域の町会長・自治会長などの連絡先が分からない場合は、麻生区町会連合会事務局(麻生区役所地域振興課)へお問い合わせください。

大規模マンションなどの集合住宅にお住まいの方は、マンションオーナーや管理会社などへご相談ください。

※新たに町会・自治会を設立する場合には、近隣の町会長・自治会長もしくは

麻生区町会連合会事務局(麻生区役所地域振興課)へお問い合わせください。

【区のホームページからも町会・自治会への加入手続きができるようになりました!】

<https://www.city.kawasaki.jp/asao/page/0000112914.html> (右記QRコード)



A5



Q6

町会・自治会の活動についての相談は、どこにしたら良いの？

町会・自治会の具体的な活動(防犯灯の設置やごみ集積場の管理など)についてのご相談は、お住まいの地域の町会長・自治会長などの役員へお申し出ください。

また、町会・自治会の活動全般についてのご相談やお住まいの地域の町会長・自治会長などの役員の連絡先が分からない場合は、麻生区町会連合会事務局(麻生区役所地域振興課)へお問い合わせください。



A6

町会・自治会に関する問い合わせ先

麻生区町会連合会事務局(麻生区役所地域振興課) ☎ 044-965-5113